

共済	カードNo
1	23 5
0	1 5 2 2

# 一部繰上償還申出書

【締切】繰上償還希望月の前月10日（必着）  
10日が土日祝の場合は、その前日まで。

例）6月償還希望の場合は、5月10日必着

給与からの償還方法が、毎月償還の方は、一部繰上金額は10万円以上です。

所属所名 所属所コード	氏名 職員番号	種別	貸付番号	貸付年月日	締切日
新宿区立東中学校	東 あおい	13	14 16 21 平成	20年 5月 10日	5月 10日
0730000	0800000	3	1 0 0 2 3 3 3 令和		6月 14日

\*納付期限は、毎月14日

一部繰上償還額	毎月償還	ボーナス償還	給料の月額
	500,000	500,000	481,600

ボーナス併用償還の方は、一部繰上金額は20万円以上で、そのうち2分の1以上をボーナス償還分に充てる必要があります。  
なお、ボーナス償還分を全額繰上する場合は、制限はありません。

⇒希望する方法に○を記入	1	○	2	3	4
⇒希望する方法に○を記入	一回の償還額は従前と同じくらいにする。 (償還回数減)		償還額を 毎月 円 ボーナス 円位に する。(希望金額を記入)	償還回数を変更しない。 (一回の償還額減)	償還回数を 毎月 回 ボーナス 回に する。(希望回数を記入)

\* 申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

なお、ボーナス償還に係る経過利息及び償還猶予残額がある場合は、それを加えて償還します。

公立学校共済組合東京支部長 殿

令和6年4月20日

所属所名 新宿区立東中学校 電話 0000-0000

借受人住所 杉並区〇〇 〇-〇-〇 電話 0000-0000

借受人 職名 主任教諭 氏名 東 あおい 押印不要

※必ず本人が署名してください。

貸付担当記入欄 (記入しないこと)	
ボーナス償還経過利息	
猶予償還残額	

No.
78 80

貸付担当受付印
---------

受付回	受付期間	振込依頼書 発送	納付期限	給料控除 最終月
第1回	R6.4.11(木) ~ R6.5.10(金)	R6.6.3(月)	R6.6.14(金)	6月
第2回	R6.5.13(月) ~ R6.6.10(月)	R6.7.1(月)	R6.7.12(金)	7月
第3回	R6.6.11(火) ~ R6.7.10(水)	R6.8.1(木)	R6.8.14(水)	8月
第4回	R6.7.11(木) ~ R6.8.9(金)	R6.9.2(月)	R6.9.13(金)	9月
第5回	R6.8.13(火) ~ R6.9.10(火)	R6.10.1(火)	R6.10.15(火)	10月
第6回	R6.9.11(水) ~ R6.10.10(木)	R6.11.1(金)	R6.11.14(木)	11月
第7回	R6.10.11(金) ~ R6.11.8(金)	R6.12.2(月)	R6.12.13(金)	12月
第8回	R6.11.11(月) ~ R6.12.10(火)	R7.1.6(月)	R7.1.15(水)	1月
第9回	R6.12.11(水) ~ R7.1.10(金)	R7.2.3(月)	R7.2.14(金)	2月

※徴収嘱託中の方の納付期限は、毎月10日です。

### 【償還方法及び注意事項】

- 1 受付締切日の翌月上旬に所属所を通じて借受人へ振込依頼書を送付します。  
(銀行口座からの自動引き落としではありませんのでご注意ください。また、ネット振込みはできません。)
- 2 繰上償還の未償還元金について  
繰上償還の未償還元金は、受付締切日の翌月末時点での未償還金額です。  
一部繰上償還後(振込月)の翌月から、新しい償還額になります。
- 3 未償還元金の確認方法  
貸付決定時にお渡ししている償還表をご確認ください。
- 4 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方へ  
繰上償還後は、当該12月末時点の未償還元金が0円となるため、住宅借入金等特別控除の適用対象外となります。

【提出先】〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎14階 公立学校共済組合東京支部 貸付担当

(令和6年1月)